

のぞみ野第一自治会が管理する車両の運用管理要領

（目的）

のぞみ野第一自治会関連活動専用に使われる軽トラック等車両（以下、自治会車両と称す）の運用管理、諸経費等について以下に定める。

（定義と役割）

（1）自治会活動専用車両

概ね 100%自治会活動のために使用される車両で、運営委員会にて承認を得た車両を言い、車種、登録ナンバーを特定し、総会資料の中に明示、対象車両には「のぞみ野第一自治会」と表示する。

また、車両所有者のごく僅かな自治会活動以外の使用は、管理責任者が認める範囲において許されるものとする。

（2）管理責任者

自治会車両の管理責任者は、別に定めない限り、のぞみ野第一自治会長とする。管理責任者を別途選出する場合、運営委員会での承認を経て、定期総会で報告するものとする。

（3）管理者

管理責任者は、実質的な管理者を選出し、自治会車両の実質的運用と管理を委託することができるものとし、その管理者は、原則として、自治会車両の所有者とする。

管理責任者は管理者を選出した場合、運営委員会の承認を経て、毎年の定期総会資料にその旨を明示する。

（管理責任者、管理者の責務）

管理責任者は、管理者による運用管理の全てに責任を持ち、定期・非定期に活動内容、報告を確認把握する。

管理者は、定期・非定期に活動内容、状況を管理責任者に報告するものとし、活動シートは、別紙のものとし、費用が発生するものは全て領収書の提出で精算するものとする。

（自治会車両の貸出）

会員から自治会車両の貸し出し要望があった場合、原則として管理者運転での貸し出しとする。

管理者以外の会員が運転する形での貸し出しの場合は、事前に貸し出し申し込み書（別紙）記入提出し、管理責任者の承認を得るものとする。

（自治会車両の保管管理）

自治会車両の保管管理は、管理者の責任においてなされるものとする。

（諸経費）

以下の諸経費は、自治会費から充てるものとする。

- ・車両購入関連費用（本体、諸経費を全て含む）
- ・保険（自賠責保険、任意保険など関係保険を全て含む）
- ・軽自動車税等の税金
- ・定期車検・整備・点検費用
- ・修理、交換（タイヤ、ランプ、オイル他消耗品）費用
- ・自治会活動するにあたって、必要と認められる装備
- ・ガソリン
- ・活動中に必要となった駐車料金の類
- ・その他、自治体自治会活動するにあたって必要とされるもの

（自治会車両の改造、装備等）

所有者の費用負担でなされる車両の装備、改造等については、自治会活動の妨げにならない範囲であることを条件として、所有者の自由と責任のもとに行われることは認めるが、事前に運営委員会での報告を原則とする。

（施行）

この運用管理要領は、既に 2024 年度より実質的運用していることから、2024 年度に遡り、2024 年 4 月 1 日より施行とする。

以上